

那覇港 PS カードの発行の流れ



那覇港 PS カード発行申請等にかかる提出書類

那覇港 PS カード関係の手続きは、すべて那覇港 PS カード使用者が所属する事業所を通じて行います。

1. 那覇港 PS カード発行を『申請』する際には、次の書類を提出してください。

- ①「那覇港 PS カード使用許可（変更）申請書の提出について（様式 3）」
- ②「那覇港 PS カード使用許可申請者について（別紙）」
- ③「那覇港 PS カード使用許可（変更）申請書」

※添付する写真が那覇港 PS カードの券面に印刷されます。

- ④「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- ⑤「運転免許証」の写し

2. 那覇港 PS カードの『交付』を受ける際は、次の書類を提出してください。

※カード発行準備が整いましたら、組合から申請担当者あて連絡します。

- ①「那覇港 PS カード受領書の提出について（様式 8）」

「那覇港 PS カード使用許可（変更）申請書」作成にあたっての注意事項

- (1) 以下の事由に該当する場合は、那覇港 PS カードの発行ができません。
 - ・ 記入漏れ、誤字・脱字がある、押印が抜けている、写真添付漏れ等がある場合。
 - ・ 「那覇港 PS カード使用許可（変更）申請書の提出について（様式 3）」に記載された申請者数が、添付された「那覇港 PS カード使用許可（変更）申請書」の通数と一致していない場合。
 - ・ 「主として従事する港湾」の欄に複数の港名が記載されている場合。
 - ・ 「制限区域内での業務上の主な行動範囲」欄に記載された内容が適当でない場合。
(ターミナルに出入りするトラックドライバーが S（本船）又は A（船側）を選択する等)
 - ・ 「運転免許証」の写しが不鮮明である場合。
 - ・ その他、不備と認められるもの。
- (2) 派遣労働者又は出向者も、常時雇用者である場合は那覇港 PS カードの発行対象になります。派遣労働者は派遣先事業者が、出向者は出向先事業者が、それぞれとりまとめて申請書を提出してください。
- (3) 提出された資料の内容は、必要に応じ那覇港管理組合から関係機関に確認します。
- (4) 那覇港 PS カード券面に印刷できない文字（旧字体等）もあります。
印刷できない文字が含まれる場合、那覇港管理組合から個別にご連絡します。
- (5) 添付する写真については、以下の点に注意してください。

写真が不適切な場合は再提出していただきます。

- ・申請者本人のみを撮影したものであること
- ・6カ月以内に撮影したものであること
- ・正面、無帽、無背景であること
- ・鮮明であること（焦点が合っていること）
- ・明るさやコントラストが適切であること
- ・影のないものであること
- ・眼鏡のレンズに光が反射していないこと
- ・平常の顔貌と著しく異なるものであること
- ・サングラス、レンズの色の濃い眼鏡、マスク及び前髪などで顔を隠していないこと
- ・ヘアバンドなどで頭髪を覆っていないこと
- ・変色していないもの、傷や汚れがないこと
- ・階段状のギザギザ模様がないこと
- ・写真専用紙等を使用し、画質が適切であること

那覇港 PS カード発行後の注意事項

- (1) 那覇港 PS カード使用許可申請書に記載した内容に変更が生じた場合（他事業者への転勤、住所変更等）は、那覇港 PS カード使用許可（変更）申請書により報告してください。
- (2) 那覇港 PS カードを『返納』する際は、次の書類を提出してください。
 - ①「那覇港 PS カード返納書（様式 10）」
- (2) 那覇港 PS カードを亡失若しくは損傷した場合は、「那覇港 PS カード亡失報告書の提出について（様式 12）」、「那覇港 PS カード亡失報告書（様式 13）」および「遺失届出受理番号票（写し）」を提出してください。
- (3) 那覇港 PS カードを不正使用した者には、那覇港 PS カードの返納を命じます。
また、那覇港 PS カードを偽造等した者は、公文書偽造等の罪に問われる可能性があります。なお、これらの者には、その後那覇港 PS カードを再発行しない可能性があります。
- (4) 那覇港 PS カードの交付を受けた者の転職等の際に、その者から自主的なカードの返納がなされない場合は、事業所から那覇港管理組合の申請窓口へその旨ご報告ください。

問合せ先
那覇港管理組合 総務部
管理課 管理班
TEL : 098-862-2328
FAX : 098-862-4247